

# 東京都北区公式ウェブサイト有料広告掲載取扱要領

8 北 政 広 第 1 1 3 8 号  
令和8年5月1日政策経営部長決裁

## (趣旨)

第1条 この要領は、東京都北区広告掲載取扱要綱（平成18年6月1日18北政広第81号決裁。以下「要綱」という。）第11条の規定に基づき、東京都北区（以下「区」という。）がインターネット上に公開する東京都北区公式ウェブサイト（<https://www.city.kita.lg.jp/>）（以下「区公式ウェブサイト」という。）に公募の上、バナー広告を掲載することに関し、要綱に定めるもののほか、必要な基準を定めるものとする。

## (広告の種類及び掲載要件)

第2条 区公式ウェブサイトに掲載するバナー広告は帯状のグラフィック広告（以下「広告」という。）とし、区民の生活に密着した公共性又は利便性を有するもので、広告及び広告から移動することができるリンク先のウェブサイト（以下「広告等」という。）は、要綱第5条に定めるものとする。

## (広告の掲載位置等)

第3条 広告を掲載する位置は、区が指定する場所とする。

2 広告は、東京都北区ウェブサイト管理運営要綱（6北政広第3287号令和7年3月28日区長決裁）第4条に規定する運営方針を妨げないものとする。

## (広告の掲載期間)

第4条 広告を掲載する期間は、1か月を単位とし、連続する掲載期間は最大12か月とする。

2 広告掲載期間中、区の都合により区公式ウェブサイトの閉鎖及び公開の停止をした場合、その時間に応じて、別表1に定めるところにより掲載期間を延長する。

## (広告掲載の優先順位等)

第5条 掲載する広告の順位は、要綱第12条に規定するものとする。この場合において、同順位に複数のものがある場合には、掲載期間が長い広告を優先するものとする。

2 前項の規定により順位を決定した後に、広告枠に空きが生じたときは、適宜順位を繰り上げるものとする。

## (広告の規格等)

第6条 広告の規格は、次のとおりとする。

(1) 縦 70ピクセル

(2) 横 210ピクセル

(3) データサイズ 20キロバイト以内

(4) ファイル形式 GIF 形式、JPG 形式、JPEG 形式、PNG 形式

ただし、アニメーション効果のある GIF 形式及び透過 GIF 形式のデータは、対象外とする。

(5) コントラスト比 文字及び背景に少なくとも 4.5:1 のコントラスト比を確保

2 広告に設定する代替テキストは「(広告) 事業所名のページへ」を原則とし、広報課長が適当と認めた場合に限り、文言の追加又は変更ができるものとする。

(広告掲載希望者の募集)

第7条 広告掲載希望者(以下「広告主」という。)の募集は、区と広告掲載に関する契約(以下「広告掲載契約」という。)を締結した者(以下「広告取扱事業者」という。)が行う。

(広告掲載の申込み等)

第8条 広告主は、広告取扱事業者に広告の掲載を申し込むものとする。

2 広告主は、前条の募集に応じようとするときは、東京都北区公式ウェブサイト広告掲載申込書(別記第1号様式。以下「申込書」という。)に別表2に定める書類及び第6条の定めによる掲載可能な広告データを添えて、広告取扱事業者に提出するものとする。

3 広告取扱事業者は、広告主の一覧を添えた申込書を掲載希望月の前月の1日から3日(当該3日が日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「日曜日等」という。)に当たるときは、その日後においてその日に最も近い日曜日等でない日)までの間に区へ提出するものとする。

(広告掲載の審査及び決定)

第9条 政策経営部長は、前条第3項の規定による申込書の提出があった場合は、第2条の規定に基づき掲載の要件を審査するものとする。

2 前項の規定による審査(以下「審査」という。)に際し、政策経営部長は関係各課の意見を求めることができる。

3 区は、提出された申込書の内容がこの要領に定める基準に反すると判断した場合は、広告取扱事業者を通じて広告主に対して修正を求めることができる。

4 審査の結果、掲載要件を備えていると認められるもので、第3条に規定する掲載位置、第5条に規定する掲載順位及び申込日が同じ広告が複数あり、募集する広告掲載枠数を超えたときは、掲載する広告を申込みの先着順により決定する。

5 政策経営部長は広告掲載の可否を決定したときは、その結果を東京都北区公式ウェブサイト広告掲載決定通知(別記第2号様式)又は東京都北区公式ウェブサイト広告非掲載決定通知(別記第3号様式)により広告取扱事業者に通知するものとする。

(広告枠賃借料の納付)

第10条 広告取扱事業者は広告枠賃借料として、広告掲載契約に定められた額を毎年度9月の

区が指定する期日までに区が発行する納入通知書により納入する。

- 2 広告枠賃借料は、広告が広告掲載契約に定められた広告枠の数に満たない場合が発生した場合でも還付しない。
- 3 天災その他の非常事態の発生等、広告掲載契約に定める事由により、区が公式ウェブサイトの運営を一時停止した場合は、広告枠賃借料の減額は行わないものとする。

(広告の掲載料)

第11条 広告はページの下端部の1箇所に掲載することを1枠とし、広告の掲載料は、広告取扱事業者が定める金額とする。

(広告掲載料の納付)

第12条 第9条5項の規定による広告の掲載決定通知に係る広告主は、広告取扱事業者が指定する期日までに、広告掲載料を一括して前納するものとする。

(広告の掲載開始)

第13条 第9条の規定により掲載が決定した広告は、当該決定した日の属する月の翌月の1日から掲載を開始する。

(広告掲載の中止)

第14条 区は、次に掲げる場合には、掲載期間中であっても広告の掲載を中止することができる。

- (1) 災害が発生し、緊急対応ページに切り替える等やむを得ない理由がある場合
- (2) 広告のリンク先ページが無くなった場合
- (3) 広告の内容が審査の時点と変更になった場合

2 区は、前項の規定により広告の掲載を中止した場合は、広告取扱事業者に対し、その旨を通知する。

3 前項の規定により通知を受けた広告取扱事業者は、当該広告の広告主に対し、東京都北区公式ウェブサイト広告掲載中止通知(別記第4号様式)によりその旨を通知する。

4 区は、第1項の規定により広告の掲載を中止した場合、広告取扱事業者が区に納入すべき広告枠賃借料の減額は行わないものとする。

(広告掲載の取消し)

第15条 区は、次のいずれかに該当するときは、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 第2条の規定に違反したとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、区長が必要と認めたとき。

2 区長は、前項各号のいずれかに該当すると認めたときは、広告取扱事業者に対し、東京都北区公式ウェブサイト広告掲載決定取消通知(別記第5号様式)を送付するものとする。

3 第1項の規定により広告の掲載を取り消した場合、区は広告取扱事業者及び広告主に対して

一切の補償は行わないものとする。

(損害賠償)

第16条 区長は、前二条の規定により掲載を中止し、又は取り消した場合において、広告主に損害が生じても、その賠償の責を負わないものとする。

(広告掲載の取下げ)

第17条 広告主は、自己の都合により、広告の掲載を取り下げることができる。

2 広告主は、広告の掲載を取り下げるときは、(東京都北区公式ウェブサイト広告掲載取下届(別記第6号様式)により広告取扱事業者に申し出なければならない。

3 前項の規定により申出を受けた広告取扱事業者は、区に報告するものとする。

4 第1項の規定により広告の掲載が取り下げられた場合、区は広告取扱事業者が区に納入すべき広告枠賃借料の減額は行わないものとする。

(広告内容の変更)

第18条 広告の掲載期間が複数月の広告主は、1か月単位で当該広告の内容を変更することができる。

2 広告主が、前項の規定により広告の内容を変更しようとする場合は、第8条及び第9条の規定を準用する。

(広告主の責務)

第19条 広告主は、広告等の内容、その他広告に関する全ての事項について、一切の責任を負う。

2 広告主は、バナー広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

(委任)

第20条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は広報課長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要領は、令和8年5月1日から施行する。

別表1（第4条係）

閉鎖した時間	延長する日数
1時間以上24時間以内	1日
24時間を超えたとき	閉鎖した日数に1日を加えた日数

別表2（第8条関係）

1 広告を掲載する事業所の事業内容及び社歴等がわかるもの（会社案内パンフレット等）
2 資格、免許等を必要とする業種については、資格又は免許の写し、諸証明書の写し等の書類

東京都北区公式ウェブサイト広告掲載申請書

東京都北区長 殿

申請者

東京都北区公式ウェブサイト有料広告掲載取扱要領に基づき、下記のとおり広告掲載を申し込みます。

記

1 広告主について

※代理店経由の場合は、左欄に広告主、右欄に代理店を記入してください。

事業所名称		
代表者名		
所在地	〒	〒
担当者氏名		
担当者連絡先		
FAX		
E-mail		
リンク先 URL	https://	https://

2 掲載を希望する広告について

別添のとおり

（GIF 形式、JPG 形式、JPEG 形式、PNG 形式 20KB 以内 横 210 ピクセル×縦 70 ピクセル）

3 掲載期間

年 月 から 年 月 まで （ か月間）

4 添付資料


- （1）広告を掲載する事業所の事業内容及び社歴等がわかるもの（会社案内パンフレット等）
- （2）資格、免許を必要とする業種については、資格又は免許の写し、書証明書の写し等の書類

第2号様式（第9条関係）

北政広第 号-  
年 月 日

東京都北区公式ウェブサイト広告掲載決定通知

様

東京都北区長 

年 月 日付で申込みのあった東京都北区公式ウェブサイト広告掲載について、  
下記のとおり掲載を決定したので通知します。

記

1 掲載場所及び期間

(1) 掲載場所

- ・トップページ

(2) 掲載期間

年 月 から 年 月 まで ( か月間)

2 掲載する広告

申請のあったデータ


(GIF 形式、JPG 形式、JPEG 形式、PNG 形式 20KB 以内 横 210 ピクセル×縦 70 ピクセル)

第3号様式（第9条関係）

北政広第 号-  
年 月 日

東京都北区公式ウェブサイト広告非掲載決定通知

様

東京都北区長 

年 月 日付で申込みのあった東京都北区公式ウェブサイト広告掲載について、  
下記のとおり掲載できないことを決定したので通知します。

記


1 非掲載の理由

第4号様式（第14条関係）

北政広第 号  
年 月 日

東京都北区公式ウェブサイト広告掲載中止通知

様

東京都北区長 

年 月 日付で通知した東京都北区公式ウェブサイト広告掲載決定通知について、  
下記のとおり広告の掲載を中止したので通知します。

記


1 掲載中止理由

第5号様式（第15条関係）

北政広第 号  
年 月 日

東京都北区公式ウェブサイト広告掲載決定取消通知

様

東京都北区長 

年 月 日付で通知した東京都北区公式ウェブサイト広告掲載決定通知について、  
下記のとおり広告の掲載を取り消したので通知します。

記

1 掲載取消理由

第6号様式（第17条関係）

年 月 日

東京都北区公式ウェブサイト広告掲載取下届

東京都北区長

申請者

年 月 日付で通知された東京都北区公式ウェブサイト広告掲載決定通知について、下記のとおり広告の掲載を取り下げたいので届け出ます。

記

1 掲載取下の年月日 年 月 日

2 掲載取下理由